

児童扶養手当の現況届の提出の見直し

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：秋山収 元内閣法制局長官）に諮り、同会議から、「年1回の現況届の提出時に原則として面談を要するという取扱いは、提出のために仕事を休むことの負担が考慮されておらず、ひとり親家庭の自立を支援するという法の目的に沿わない取扱いである。」等の意見をいただきました。

これを踏まえ、平成29年2月10日に厚生労働省にあっせんし、5月10日に回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

児童扶養手当の受給権者は、所得が限度額以上であるため手当の全部が支給停止となっている者（全部支給停止者）も、毎年8月に現況届を提出しなければならないが、居住地では必ず本人が窓口で持参して面談を受けなければならないが、郵送提出は不可とされている。全部支給停止者の面談は、5分程度で終わることが多いが、平日に5分程度の面談のために仕事を休まなければならないのは負担となっているので、全部支給停止者については、現況届を郵送でも提出できるようにしてほしい。

（注）本相談は、北海道管区行政評価局の行政相談委員が受け付けた相談である。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、児童扶養手当の現況届の提出の取扱いに関し、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 現況届提出時の面談を要請する通知について、面談の実施が受給権者の過度な負担とならないよう配慮すべきこと、特に全部支給停止者は不正受給の問題は生ずることがなく、ひとり親家庭への支援に関する相談が不要な場合もあることを踏まえて、見直すこと
- ② 郵送で提出された現況届を返送する取扱いは認められない旨を周知すること
- ③ 時効の規定の解釈等を整理して支給機関に示すことにより、2年連続で現況届が提出されない場合の時効の取扱いの統一を図ること

（回答要旨）

- ① 現況届提出時の面談を要請する通知について、平成29年4月28日付けで改正し、地方自治体に周知した。
- ② 2月20日開催の会議において、郵送で提出された現況届について、必要な添付書類が整っている場合は、返送しないよう周知した。
- ③ 現在、時効の規定の解釈について整理中であり、引き続き検討しているところである。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室 田中、佐藤

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>